五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行
額面金額で二兆三千二百四十四億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額で千七百五十四億五千万円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行
二兆三千二百四十一億六百五万二千七百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
千七百五十四億二千三百三十三万千六百円
八　最低額面金額
千万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十四年一月二十五日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十八銭四厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十八銭四厘八毛
十二　償還期限
平成二十四年三月二十三日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額
額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所
日本銀行
十五　入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日
平成二十四年一月二十五日

○財務省告示第四十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年一月三十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月八日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号
国庫短期証券（第二百五十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行
額面金額で五兆六千四百九十億七千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額で三千七百七億八千万円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行
五兆六千四百七十六億九千百九十万二千八百五十円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
三千七百六億八千九百五十二万九千六百八十円
八　最低額面金額
千万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十四年一月三十日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘六毛
十二　償還期限
平成二十四年四月二十七日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額
額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所
日本銀行
十五　入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日
平成二十四年一月三十日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５３４号
静岡県駿東郡長泉町中土狩548番地の16　ベルグランデ長泉E202号
債務者　川内　康昭
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　晃子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月21日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
岡山県津山市油木北1257番地
債務者　水島　捷征
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　幸治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで

岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３２号
埼玉県新座市野寺３丁目12―２
債務者　岡野　正勝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで

東京地方裁判所民事第20部